

平成29年度障がい者の支援に関する施策についての意見及び回答

H29年度、鳥取県障害者施策推進協議会が3回開催されました。鳥取県自閉症協会が提出した意見とそれに対する回答を掲載します。

生活支援—人材の育成・確保	
意見	<p>毎年、自閉症・発達障がいへの理解・啓発の研修や強度行動障害への研修等、充実が図られていると感じています。しかし単発の講演会や研修のみでは、現場への実践になかなか活かすことができません。各年齢別であることと基礎編からステップアップ編・フォローアップ編と連続講座の企画を希望します。</p>
回答	<p>思春期・青年期における発達障がい児者の相談対応が可能な人材を育成していくため、毎年、就労移行支援事業所、短大・専門学校、特別支援学校職員、市町村保健師等を対象に、自己認知の促進、本人・保護者への相談支援、二次障がいへの対応と支援、面接の仕方、就労へのつなぎ等の内容の研修を、年6回にわたって実施しています。</p> <p>また、障がい福祉サービス事業所職員等を対象に研修を実施し、発達障がい児者に携わる支援者の育成を行っています。受講者にとって有用な内容となるように研修内容を検討したいと思いますし、『エール』発達障がい者支援センターなど県主催の研修についても、今後さらに充実できるよう引き続き取り組んでいきます。【担当課：子ども発達支援課】</p>
生活支援—サービスの質の向上等	
意見	<p>放課後等デイサービス支援充実事業が新規事業としてあげられました。支援員向けの専門研修によりサービスの格差が軽減され、安定したサービスが受けられることを期待しています。</p>
回答	<p>放課後等デイサービス支援充実事業は、放課後等デイサービス事業所の設置者、管理者、児童発達支援管理責任者を対象とした研修を実施することで、支援の質を向上、充実させることを目的とした事業であり、支援員向けの専門研修ではありませんが、サービスの質の向上と安定に取り組んでいきます。</p> <p>【担当課：子ども発達支援課】</p>
生活支援—サービスの質の向上等	
意見	<p>自閉症・発達障がいのある児童が、地域の小学校の児童クラブを利用する場合、児童クラブ職員へ児童の特性等の申し送りの不備や自閉症・発達障がい特性の理解がないままの支援が行われ、辛い日々を送る現状が続いています。児童クラブ職員採用の時点で資格等が不問だったりするので、全く経験のない方が職員になる場合があります。また管轄が学校教育課ではないために、在籍学校からの申し送りもなされない場合もあります。近年診断のないグレーゾーンの児童も利用が増えています。児童クラブ内でのトラブルが軽減されるためにも、児童クラブ職員への研修の充実と在籍学校との連携をお願いしたい。</p>
回答	<p>放課後児童クラブの職員等を対象として、毎年、子ども発達支援課と子育て応援課で発達障がいに関する研修を実施しており、今後も引き続き実施します。放課後児童クラブの職員が子どもの在籍学校と連携して支援することは必要なことであり、学校との連携が図られるように、県教育委員会と相談します。</p> <p>【担当課：子ども発達支援課】</p> <p>放課後児童クラブ運営指針では、障がいのある子どもへの対応や、学校と連携し子どもの生活の連続性を保障することなどが盛り込まれており、在籍校との連携を図るよう定められています。</p> <p>指針に盛り込まれた内容を各クラブで実践していただくため、平成31年以降、放課後児童クラブに必ず1名置かなければならない「放課後児童支援員」の資格認定研修の中で、発達障がいの特性への理解や、学校・地域との連携について学ぶこととしており、現在、多くの方に受講を進めていただいているところです。今後も研修を通じた運営指針の徹底とともに、教育委員会と連携し、小学校との情報共有が図られるよう努めます。【担当課：子育て応援課】</p>

教育—教育環境の整備	
意見	<p>特別支援学級・LD等特別支援に関わる非常勤の先生方がおられます。また、市町村でも特別支援教育支援員の配置がされています。その先生方には、日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいのある児童生徒に対し学活動上のサポートをしていただくという、大事な部分を担っていただいております。教員免許状のある先生もおられますが、資格を問わない任用で、勤務時間等の関係から研修の機会がないと聞いております。自閉症・発達障がいのある児童生徒に対し、適切な良い支援をしていただくためにも、非常勤・支援員の先生方にも研修は必要と思います。ぜひ、県もしくは市町村で、先生方の研修会を計画していただきたいと思います。</p>
回答	<p>市町村教育委員会と連携を図りながら、必要な研修の在り方について検討していきたいと思います。</p> <p>【子ども発達支援課】</p> <p>市町村教育委員会と連携を図りながら、必要な研修の在り方について引き続き検討しているところです。</p> <p>【特別支援教育課】</p>
雇用・就業、経済的自立の支援	
意見	<p>近年、企業の障がい者雇用は、雇用率・支援制度とも充実してきました。しかし雇用形態はパートなど不安定であったり、当事者の心身の状態や企業側の理由により、勤務時間も短かったりします。そのため給与だけでは経済的自立が難しいのが現状です。障害者年金制度もありますが、受給条件が厳しく受給出来ない障がい者の方も多いです。親亡き後の事を考えると経済的自立は深刻な問題です。年金受給条件の緩和や見直し、あるいは自閉症・発達障がいを考慮した支援制度を望みます。</p>
回答	<p>ご意見のありました障害年金制度については、日本年金機構の所管であり、県の所管している制度ではございませんので、ご回答は出来ませんが、障がい者の就業支援について、県では平成27年7月に「障がい者新規雇用1000人創出に向けたロードマップ」を策定し、雇用の場の創出、離職防止、一般就労への加速を柱とした具体的な施策を推進しています。</p> <p>障がいのある方が希望した雇用体系で就労するためには、職場定着が重要なことから、28年度から「訪問型ジョブコーチ設置促進事業」及び「訪問型ジョブコーチ養成研修派遣支援事業」により、ジョブコーチを増員することで職場定着の支援体制の強化を図っているところです。</p> <p>また、29年度は、正規雇用転換助成金の制度拡充を行い、障がい者を非正規から正規に雇用転換した場合に、従来の助成金に10万円を加算することとし、障がい者の正規雇用の促進を図ることとしました。発達障がいのある方への支援については、28年度に発達障がいのある方の就職を支援するため、発達障がいに特化した就労訓練を行う「オフィス型ジョブトレーニングセンター・クロスジョブ米子」を米子市に開設したところですが、29年度はその取組を広く企業や当事者、支援者等に周知するための研修会を開催し、発達障がいをお持ちの方でもトレーニングによって安定した就労が可能になった事例や、雇用の好事例を企業に御紹介することで、発達障がいのある方の雇用を支援する取組を行っているところです。</p> <p>引き続き、こうした取組を通じて障がい者の安定雇用の促進を図ってまいります。</p> <p>【担当課：就業支援課・障がい福祉課】</p>

生活支援—サービスの質の向上等	
意見	<p>生活介護事業所不足の問題はなかなか解決できない状況ですが、今ある事業所の環境の整備や支援員確保・支援員の研修等の工夫で、自閉症・発達障がいの方が安定して利用できるようになって欲しい。また、事業所内で問題解決をするのではなく、事業所連絡会等を作り、それぞれの環境整備や支援内容を話し、専門家のアドバイスをもらい研鑽できるような研修を重ねてもらいたい。</p>
回答	<p>県ではサービス事業所等従事者を対象にした種々の研修を実施しています。研修の内容については、相談支援従事者やサービス事業所で指導的立場にある方などで構成する検討会で見直しや工夫を図っています。また、行動障がい等により支援が困難な事例を抱える事業所に対しては、専門家を招致しての検討会等に要する経費等を助成する制度を設けており、積極的な活用を促し、サービスの質の向上を図っていきます。【担当課：障がい福祉課（障がい福祉サービス担当）】</p>
生活支援—相談支援体制の構築	
意見	<p>昨年度改正された「発達障がい者支援法」では、「家族支援」についての記載があります。学校、事業所、役所の窓口でも、保護者が本人に代わって対応しますが、相談してもどうすればいいのかわからないこともありますし、不登校など学校との調整が必要な場合に、保護者が多くの先生に囲まれて話し合いの席につくのは、緊張を強いられるものです。安心できる第三者の同席や、当事者と公的機関を繋ぐコーディネーターによる支援の必要性を感じています。そのためにも、特別支援教育主任（コーディネーター）の毎年の研修の継続と、市町をまたいで学校（学齢期）と家庭をコーディネートしていただける人材の確保を希望します。</p> <p>また、幼児期に診断がついても、障がい特性の説明や育て方のポイントも学ぶ機会のないまま、思春期を迎えて慌てる保護者の相談が舞い込むことが、しばしばあります。学校や医療と福祉が適切に連携をし、保護者への支援が行われるように希望します。なお、この保護者支援に関して、市町村単位での取り組みには好事例もあることと思います。今後は県内隈なく、何らかの支援が受けられる体制が整うよう、県の指導力に期待します。</p>
回答	<p>家族支援の1つとして、県では市町村の保健師等を対象として、ペアレント・トレーニングを実施できる指導者の養成を行っています。</p> <p>また、平成28年度から、『エール』発達障がい者支援センターに発達障がい者支援地域マネージャーを配置し、市町村の発達障がい支援体制の整備を後方支援しており、今後も継続して取り組んでいきます。</p> <p>【子ども発達支援課】</p> <p>特別支援教育主任の研修については、県として新任を対象に研修を行っているところです。また、各市町村においても実態に応じた研修を行っているところです。</p> <p>県と市町村と連携しながら、専門性向上に努めていきたいと思っています。【特別支援教育課】</p>

あいサポート運動の推進—県内での取組み	
意見	<p>障がい者全般は「あいサポート事業」で取り組まれ、手話条例に続いて、「みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」の制定にも取り組まれていますが、発達障がいに関して「相談するところがない」「何処に相談するといいいのかわからない」と言った声を、すでに診断がついたお子さんを育てている方からも聞くような実態です。また、学校教育下でも発達障がいの理解をしていただくことが難しいと痛感しています。発達障がいについては「シロウクマ先生」のDVDや冊子など、理解と啓発の成果物が作られて学校等に配布されています。しかしDVDの所在が分からなくなっている学校もあり、有効に活用されているとは思えない現状もあります。すでに作成された成果物の有効利用を工夫いただくなど、福祉・医療・教育が連携して、発達障がいへの理解と啓発のための事業を推進してください。</p>
回答	<p>保護者をはじめとした県民向けに作成した「発達障がい啓発リーフレット」に、各種相談機関を掲載しております。子どもの年齢や困っている内容によって様々な相談場所があります。相談していただくことで障がい特性の説明や育て方のポイントもお伝えできると思います。リーフレットは、幼保小中の保護者へ、3年間継続配布し、かなり周知されてきたと感じています。今後も理解啓発を推進していきます。また、幼保小中に配布したシロウクマ先生の発達障がい啓発DVDの活用については、鳥取県教育委員会が主催する研修会及び文書等で呼びかけてもらうよう県教育委員会に依頼済みです。【子ども発達支援課】</p>
支援の充実	
意見	<p>研修の中身を充実させても、そこで学んだことが実際に現場で生かされているかということを心配している。発達障がいや自閉症のある方の特性が個々で違っているということをご存じかと思うが、支援のスキルも個々につながっていかねば、やはりその子たちは生活ができなかつたり困ったりしてしまう。研修受講者がどのように現場で困っているのか、それをどのように解決につなげれば良いのかということをも니터リングしつつ、支援の充実を図ることが一番だと考えている。</p>
回答	<ul style="list-style-type: none"> 発達段階に応じたスケジュールについて研修し、一日の流れを各学年や個に応じたものになっているようにしている。(保育士) その人の興味、関心などのスタイルに合わせた言葉のかけ方を意識するようになった。(デイサービスセンター指導員) 生徒に問題行動があったときに、表出している言動にとらわれず、その生徒の持つ特性や感覚を考えて対応できるようになった。(特別支援学校教員) 発達障がいの方で長期ひきこもりの方の相談で、「自己認知を促す取り組みと支援、面談のポイント」の研修で学んだことをすぐ実践しました。(障害者支援センター職員) <p>聞き取りをした中では、研修で学んだことを現場で活かしているという意見が多かったものの、今後も現場のニーズを聞いたり、参加者の声も参考にしたりしながら、実際に活かせるように研修内容や研修方法を検討したいと思います。【担当課：子ども発達支援課】</p>

開催状況、資料・議事録は鳥取県 HP でもご覧になれます

→鳥取県障がい福祉課・障害者施策推進協議会

<http://www.pref.tottori.lg.jp/91874.htm>